

江田島市教育委員会会議録

令和5年3月22日（水）令和5年第4回教育委員会会議定例会を江田島市教育委員会会議室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会 午前 10時00分
閉会 午前 10時20分

2 出席者（5名）

教育長	小野藤 訓
教育長職務代理者	三島 雅司
委員	小宇根 康典
委員	長坂 睦子
委員	泊野 仁美

3 出席説明員

学校教育課長	黒小 大介
生涯学習課長	江郷 洋子
学校給食共同調理場総括場長	仁井 雄一
大柿自然環境体験学習交流館長	西原 直久

4 事務局

学校教育課 課長補佐兼総務係長 寺口 博文

5 傍聴人

なし

6 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第21号 江田島市立小・中学校児童生徒通学費交付要綱の一部を改正する訓令案について
- (4) 議案第22号 江田島市立学校施設使用条例施行規則案について
- (5) 議案第23号 江田島市体育施設管理規則の一部を改正する規則案について
- (6) 議案第24号 江田島市スポーツセンター管理運営規則の一部を改正する規則案について
- (7) 議案第25号 江田島市教育委員会の職員の任免について

(8) その他

7 議事の概要

○ 教育長

ただ今から、第4回江田島市教育委員会会議定例会を開会します。

ただ今の出席委員は5名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

審議に入る前に、日程第7議案第25号につきましては、人事に関する案件であることから、公開しないで審議することが適当ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

○ 教育長

それでは、お諮りいたします。

議案第25号「江田島市教育委員会の職員の任免について」は、公開しないことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○ 教育長

挙手全員と認めます。

したがって、議案第25号につきましては、公開しないで審議することに決定いたしました。

○ 教育長

日程第1、「教育長報告」を行います。

それでは、議案書2ページをお開きください。

「教育長報告」を行います。

(省略)

以上で、教育長報告を終わります。

○ 教育長

日程第2、「会議録署名委員の指名」は、会議規則第15条第2項の規定により、あらかじめ署名委員の順番を決めていますので、今回は、長坂委員をお願いいたします。

○ 教育長

日程第3、議案第21号「江田島市立小・中学校児童生徒通学費交付要綱の一部を改正する訓令案について」を議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 学校教育課長

ただ今上程されました議案第 21 号について説明します。

議案書， 3 ページをお願いします。

提案理由です。

許可を受けて，所属学校以外の中学校に通学する生徒の通学費を交付の対象とするため，要綱の一部を改正する必要があるので，江田島市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 2 号の規定により，委員会の議決を求めるものです。

議案書， 4 ページに改正条文を， 5 ページに新旧対照表を添付しております。

5 ページの新旧対照表で説明させていただきます。現行の第 2 条の 3 項目をご覧ください。

現行では，統合対象校となっている三高中学校区内から能美中学校に通学する生徒に限って，通学区間全てを補助対象としておりました。その他の中学校では，全区間ではなく，校区内の区間のみを補助対象としておりました。しかし，今後は，どの中学校においても，市内居住の生徒であれば，公共交通機関利用区間の全てを補助対象とするための要綱改正でございます。

以上で，説明を終わります。御審議のほど，よろしく願いいたします。

○ 教育長

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

(全員質疑なし)

○ 教育長

それでは，これで，本件の審議を終わります。

採決に移ります。

本案は，原案のとおり決定することに，ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は，原案のとおり可決されました。

○ 教育長

日程第 4，議案第 22 号「江田島市立学校施設使用条例施行規則案について」から，日程第 6，議案第 24 号「江田島市スポーツセンター管理運営規則の一部を改正する規則について」までの 3 件につきましては，関連がございますので，一括議題とし，個別採決といたします。

事務局から，説明をお願いします。

○ 生涯学習課長

ただ今上程されました議案第 22 号から議案第 24 号までについて、説明します。

議案書，6 ページをお願いします。

提案理由です。

学校施設の使用に係る申請書等について、必要な事項を定めるため、規則を制定する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 2 号の規定により、委員会の議決を求めるものです。

まず、全体説明ですけれども、今年度教育委員会の所管する施設について、施設の「使用申請書」の様式の見直しを進めてきました。

これまで施設によってバラバラであった「使用許可申請書」をある程度統一し、使いやすくするための見直しです。

その一連の作業のなかで、先月の教育委員会会議において「江田島市立学校施設使用条例の一部を改正する条例案」を御審議いただき、使用申請書の様式を条例から規則に移すこととしました。

議案第 22 号は、それに伴いまして、今回新たに制定する規則案です。

議案書，7 ページから 9 ページに制定文を記載しております。

続いて、10 ページをお願いします。

議案第 23 号です。

「江田島市体育施設管理規則の一部を改正する規則案について」です。

11 ページから 15 ページに改正条文を、16 ページに新旧対照表を添付しております。様式第 1 号と様式第 2 号を改正いたします。

なお、17 ページ、18 ページには参考資料として、旧様式を添付しております。

続いて、19 ページをお願いします。

議案第 24 号です。

「江田島市スポーツセンター管理運営規則の一部を改正する規則案について」です。

20 ページから 24 ページに改正条文を、25 ページに新旧対照表を添付しております。様式第 1 号と様式第 3 号を改正いたします。

なお、26 ページ、27 ページには参考資料として、旧様式を添付しております。

3 つの議案、いずれも施行日は令和 5 年 4 月 1 日としております。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 教育長

説明が終わりました、

これより、それぞれの議案について、質疑と採決を行います。

始めに、議案第 22 号「江田島市立学校施設使用条例施行規則案について」を審議いたします。

質疑はございませんか。

(全員質疑なし)

- 教育長
それでは、これで、本件の審議を終わります。
採決に移ります。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
(全員異議なし)

- 教育長
全員異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。

- 教育長
日程第5, 議案第23号「江田島市体育施設管理規則の一部を改正する規則案について」
を審議いたします。
質疑はございませんか。
(全員質疑なし)

- 教育長
それでは、これで、本件の審議を終わります。
採決に移ります。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
(全員異議なし)

- 教育長
全員異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。

- 教育長
次に、議案第24号「江田島市スポーツセンター管理運営規則の一部を改正する規則案
について」を審議いたします。
質疑はございませんか。
(全員質疑なし)

- 教育長
それでは、これで、本件の審議を終わります。
採決に移ります。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
(全員異議なし)

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長

日程第7, 議案第25号「江田島市教育委員会の職員の任免について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

以上で、本日の会議に付された審議事項は、すべて終了いたしました。

次の教育委員会会議は、令和5年4月17日(月)、午前10時から教育委員会の会議室で開催します。

以上で閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により、ここに署名する。

江田島市教育長

署 名 委 員